
憲法愛づる日々？

白 水 隆

2025年4月1日付で着任しました白水隆（しろうず・たかし）です。「白に水」と書いて「シロウズ」と読む、珍しい名字です¹⁾。福岡県の一部地域では比較的見かける姓ですが、私が長らく暮らしている東京では「シロミズ」「シラミズ」などと誤読されることが日常的にあります。もっとも、そうした間違いにも、今では特に訂正の必要を感じない限り、自然と受け入れられるようになりました²⁾。この「白水隆」という名前、実は学術界では既に著名な方がいらっしゃいます。チョウ類の研究において第一人者とも評価されている、九州大学名誉教授の白水隆先生（以下、混同を避けるため‘先生’と表記します）です。ごく稀に「ご親戚ですか」と尋ねられることがありますが、残念ながら血縁関係

1) なお、私の子どもたちも自分の名字の珍しさに興味があるようで、森岡浩監修『知っておきたい日本の名字：名字の歴史は日本の歴史』（樫出版、2015年）を購入したこともあります。もちろん、「白水」の由来は載っていませんでした。

2) なお、しばしば「ハクスイさん」と呼ばれることもありますが、こちらについても若干の違和感を覚えつつ、受け入れています。出版社の「白水社（はくすいしゃ）」をご存知の方も多いと思いますが、実は、秘かに同社にも親近感を抱いており、いつか同社から一冊でも著書を刊行することが私の密かな夢であることを、ここだけの話として記しておきます。

はありません。それでも、Google Scholarなどで「白水隆」を検索すると、ずらりと‘先生’の業績が表示されるため、同じ名前を持つ者として、自然と尊敬の念を抱かずにはられません³⁾。もっとも、私の研究対象はチョウ類ではなく、憲法学です。本稿では、そうした私の研究について、ごく簡単にではありますが紹介させていただきます。

私の主たる研究テーマは、憲法における平等権概念についてです。平等（権）というテーマは、古くはアリストテレスからロールズやドゥオーキンに至るまで、数多くの学者によって論じられてきましたが、その意味やアプローチは一様ではなく、今なお様々な分野において、学術的にも実務的にも中心的課題といえます。私自身は、日本国憲法14条1項が規定する平等権が具体的にどのように解釈され得るのかという観点から研究してきました。

平等権に興味をもったきっかけは、大学時代のアメリカ憲法の授業にて、人種差別をはじめとする様々な差別が問題となった事件において、合衆国最高裁がどのような判断を下してきたのかを学ぶ中で、「平等とは何か」という問いに自然と関心が向きました。その後、大学院に進学し、指導教授の勧めもあり、具体的事例に即して平等権の問題を掘り下げようと考え、アメリカのロースクールで使用される「ケースブック」と呼ばれる判例集を一通り読み込みました。その中で、特に目を引いたのが、性的指向に基づく差別の問題です。私が大学院で研究を始めた2000年代半ばから後半にかけては、日本ではまだこの分野の研究は憲法学界では少なく、同性婚を修士論文のテーマに選ぶことにしました。ま

3) なお、本稿のタイトル「憲法愛づる日々？」は、JT生命誌研究館の‘先生’へのインタビュー記事のタイトル「蝶愛づる日々」より、「？」を加えて拝借したものです。(https://brh.co.jp/s_library/interview/14/, 2025年7月23日最終閲覧。)

た、研究対象国としてカナダを選んだのは、同国がちょうどその時期に同性婚を法制化したこと、そして個人的にもともとカナダに関心があったことが背景にあります⁴⁾。そして、同性婚の禁止が憲法上許されるかという問題を検討する中で、二つのアプローチが存在することに気づきました。一つは、なぜ、婚姻制度の利用につき、同性カップルを異性カップルと区別する必要があるのかといった「目的」を重視するアプローチであり、もう一つは、同性カップルを婚姻制度から排斥することで、同性カップルにどのような影響がもたらされるのかという「結果」を重視するアプローチです。カナダ最高裁は後者のアプローチを積極的に採用しており、私は、その思考枠組みに強く惹かれました。

このような「結果」に着目する考え方を理論的に支えるため、私は博士論文において、いわゆる間接差別禁止の法理が日本国憲法からも導出できないかという問題に取り組みました。すなわち、法文上は中立に見える規定であっても、特定の個人や集団に対して実質的な不利益が生じる場合、それが憲法違反となり得るという視座です。これにより、構造的な差別にも対処できるのではないかと考えたのです。

このように、私は約20年にわたって平等権解釈の再構成に取り組んできましたが、近年では、2019年に日本で初めて同性婚に関する訴訟が全国で一斉に提起されたことを受け、このテーマについて再び論文を執筆する機会が増えました。その一方で、間接差別に関する研究は停滞しており、近い将来、再開したいと考えています。また、最近では、「救済

4) 大学院生時代にカナダのロースクールへ留学しましたが、研究者になった後も、再び、バンクーバーにあるブリティッシュ・コロンビア大学のロースクールにて在外研究の機会を得ました。その時のエピソードについては、白水隆「法学のアントレ（第89回）カナダ留学という選択肢」法学教室527号2頁以下に、エッセイとして記しました。

(remedy)」、すなわち権利侵害が生じた後にどのような手法で権利回復が可能なのかという問題にも関心を持つようになりました。さらには、トランスジェンダーの問題も緊急性の高い課題として認識しています。その結果、私の研究の軸足がやや分散してしまっていることは否めません。また、自身の能力的な限界も相まって、そもそも憲法（学）そのものに対する「愛」がどこまであるのか、自問することもあります。しかし、そうした迷いが生じたとき、たとえば、授業の中で学生のみなさんが憲法に興味を示してくれる場面に出会うと、「まだまだこれから」と前を向くことができます。そういうわけで、私の研究はまだ道半ばではありますが、少しでも‘先生’の業績に近づけるよう（検索した際に20番目くらいに私の業績が表示されることをかすかな目標としつつ）、今後もみなさんと一緒に学びを続けていきたいと考えています。教室でお会いできることを楽しみにしています。